| | |
|---|---|
| 二　第七条第二項第五号の防火壁 | 二　防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。 |
| 2の3　製造設備が液化天然ガススタンドである製造施設の場合<br>一　第七条の二第一項第五号のディスペンサーから公道の道路境界線に対する距離 | 一　ディスペンサーの外面から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。ただし、当該測定において、規定の距離を満たしていることが目視により容易に判定できる場合に限り、目視による検査に代えることができる。なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。 |
| 二　第七条の二第一項第六号の防火壁 | 二　防火壁の設置状況及び維持管理状況を目視により検査し、当該防火壁の設置状況を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。 |

別表第四第三項第五十二号の項中「検査を行う。」の下に「また、ディスペンサーの外面から公道の道路境界線に対する距離を巻尺その他の測定器具を用いた測定又は図面により検査する。なお、公道の道路境界線に対する距離を確保することができない場合であつて、当該措置の状況を目視又は図面により検査することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第三項第六十六号の二の項中「フルラップ構造」の下に「又はフープラップ構造」を加え、同表第三項第七十号の項中「できる。」の下に「なお、規定の距離を確保することができない場合であつて、当該距離の確保と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第三項第七十一号の項中「よるほか」を「より検査し、当該防火壁の設置状況を」に改め、「検査する。」の下に「なお、防火壁と同等以上の措置を講じているものについては、当該措置の状況を目視又は図面により検査する。」を加え、同表第三項第百十一号の項中「フルラップ構造」の下に「又はフープラップ構造」を加える。

様式第三十四の六中

| | |
|---|---|
| 「変更の工事に係る認定指定設備技術基準適合書の番号及び交付年月日 | |
| 変更の工事をおこなつた部品の名及び製造番号 | |

」を

」に

改める。

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

**第二条**　この省令の施行の際現に次の各号に掲げる製造施設において高圧ガスの製造をしている者（一年以内に製造を開始せず、又は一年以上引き続き製造を休止している者を含む。）又は当該製造施設の設置（高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号。以下「法」という。）第十四条に規定する製造のための施設の位置、構造若しくは設備の変更又は軽微な変更を含む。）のための工事に着手している者については、第一条の規定により改正後の一般高圧ガス保安規則（以下「改正省令」という。）第八条の二、第十一条第七号、第十二条の二、第十二条の三、第三十五条第一項又は第八十二条第二項第三号の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、改正前の一般高圧ガス保安規則第八条の基準に適合していると認められた移動式圧縮水素スタンドである製造施設で高圧ガスの製造をしている者が、施行日以後に一般高圧ガス保安規則第八条第二項第一号リただし書の規定により都道府県知事に新たに届け出た場所において充塡する場合は、当該充塡する場所において、改正省令第八条の二第二項の規定を適用する。

一　法第五条第一項の許可を受けた移動式圧縮水素スタンドである製造施設

二　法第五条第二項の届出を行つた圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンドである製造施設

**第三条**　この省令の施行の際現に設置されている又は設置（法第十九条に規定する貯蔵所の位置、構造若しくは設備の変更又は軽微な変更を含む。）のための工事に着手している次の各号に掲げる貯蔵所については、改正省令第二十二条第二項から第四号まで、第二十三条第二項又は第三十五条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一　法第十六条第一項の許可を受けた第一種製造者が移動道式圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

二　法第十六条第一項の許可を受けた処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者が圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド又は圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

三　法第十七条の二第一項の届出を行つた第一種製造者が移動式圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

四　法第十七条の二第一項の届出を行つた処理能力三十立方メートル以上の第二種製造者が圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド又は圧縮水素スタンドにより貯蔵する貯蔵所

# 告示

**○消防庁告示第七号**

消防法施行規則（昭和三十六年自治省令第六号）第十二条第一項第七号チ、第十四条第一項第十一号ホ、第十六条第三項第三号ヘ及び第三十一条第八号の規定に基づき、平成二十年消防庁告示第三十二号（配管の摩擦損失計算の基準）の一部を次のように改正する。

平成二十八年二月二十六日

消防庁長官　佐々木敦朗

第一中「第十二条第七号チ」を「第十二条第一項第七号チ」に改める。

第二中「配管用炭素鋼鋼管」を「水配管用亜鉛めっき鋼管」に改め、「同じ。）」の下に「（日本工業規格G三四四一）、配管用炭素鋼鋼管（日本工業規格G三四五一）」を加え、「$Hn=1.0\frac{Qk^{1.85}}{Dk^{4.87}}\left(\frac{Tk+T'k}{100}\right)$」を「$Hn=0.9\frac{Qk^{1.85}}{Dk^{4.87}}\left(\frac{Tk+T'k}{100}\right)$」に、「ステンレス鋼管」を「ステンレス鋼鋼管」に、「G三四五一）」を「G三四四一）」に、「から第七」を「から別表第七」に改める。

別表第四から別表第七までを次のように改める。

**別表第4**　一般配管用ステンレス鋼鋼管（日本工業規格G三四四八）に応じた管継手及びバルブ類を使用する場合

| 種別＼大きさの呼びA | 25 (30Su) | 32 (40Su) | 40 (50Su) | 50 (60Su) | 65 (75Su) | 80 (80Su) | 100 (100Su) | 125 (125Su) | 150 (150Su) | 200 (200Su) | 250 (250Su) | 300 (300Su) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 管継手 溶接 90°エルボ ロング | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.9 | 1.2 | 1.4 | 1.8 | 2.2 | 2.6 | 3.4 | 4.2 | 5.0 |
| 管継手 溶接 90°エルボ ショート | 0.7 | 0.9 | 1.0 | 1.2 | 1.6 | 1.8 | 2.4 | 2.9 | 3.4 | 4.5 | 5.6 | 6.7 |
| 管継手 溶接 45°エルボ ロング | 0.3 | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.7 | 0.9 | 1.1 | 1.3 | 1.7 | 2.1 | 2.5 |
| 管継手 溶接 45°エルボ ショート | 0.3 | 0.4 | 0.5 | 0.6 | 0.8 | 0.9 | 1.2 | 1.5 | 1.7 | 2.3 | 2.8 | 3.3 |
| 管継手 溶接 チーズ又はクロス（分流90°） | 1.9 | 2.4 | 2.8 | 3.5 | 4.4 | 5.1 | 6.6 | 8.2 | 9.6 | 12.7 | 15.8 | 18.8 |